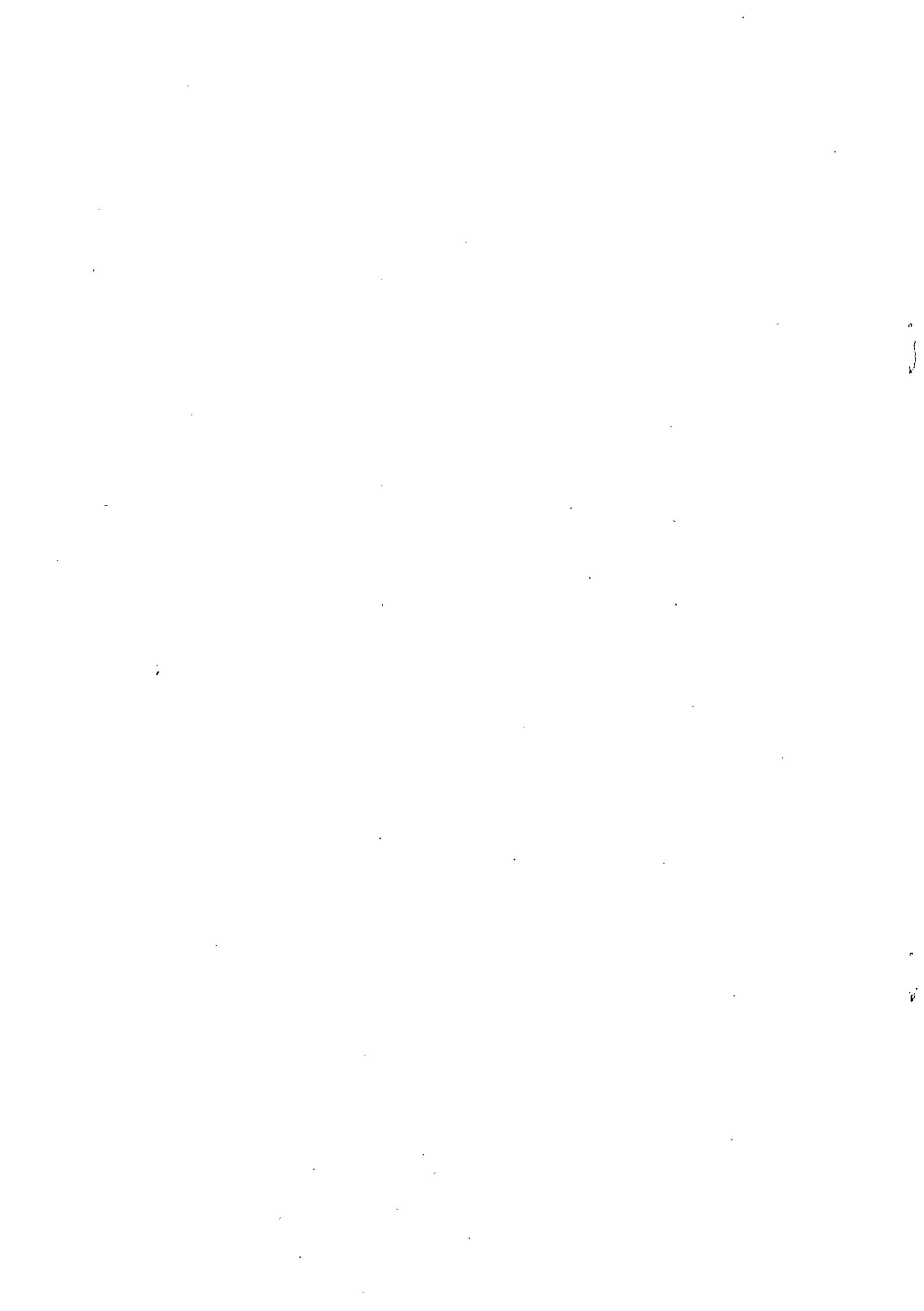


平成26年第3回江差町議会定例会資料 No.2

資料19：「江差中学校区小中トライアングルサポート」概要…………… P 1



「江差中学校区小中トライアングルサポート」概要

平成26年9月議会資料

〔経 過〕

江差町の小中一貫教育を推進するために設置した「江差町小中一貫教育推進委員会」において、平成22年度から取組んだ江差北小・中学校による小中一貫教育の推進をする中で、江差中学校区においての連携の必要性を確認し、平成25年度から「江差中学校区小中トライアングルサポート」を実施している。

〔目 的〕

江差中学校区（江差中学校・江差小学校・南が丘小学校）児童・生徒における学習・生徒指導上の課題について、小中が連携協力することにより、児童・生徒一人ひとりの健やかな成長を支援するとともに学力向上を図る。

〔主な取組み〕

小中の共通点と相違点を見極めながら課題を整理・解決し、共通点を連携協力する取組みとしての代表的なもの。

(1) 授 業 参 観（25年度4回実施・26年度7回予定）

○授業参観を通じて、それぞれの学校文化や児童・生徒の実態について理解する。

(2) 代表者会議（年3回）

○教務主任の他1名を代表者とし、各学期の状況等をはじめ情報交流を行い、可能性も含めて小中連携の取組みを協議する。

(3) 職員交流会（年1回）

○小中全教師により、「学習スタンダード」や「教師スタンダード」を中心に、学習効率を高めるため、自由に意見交換や交流を図り共通理解を深める。

〔小中一貫と小中連携〕

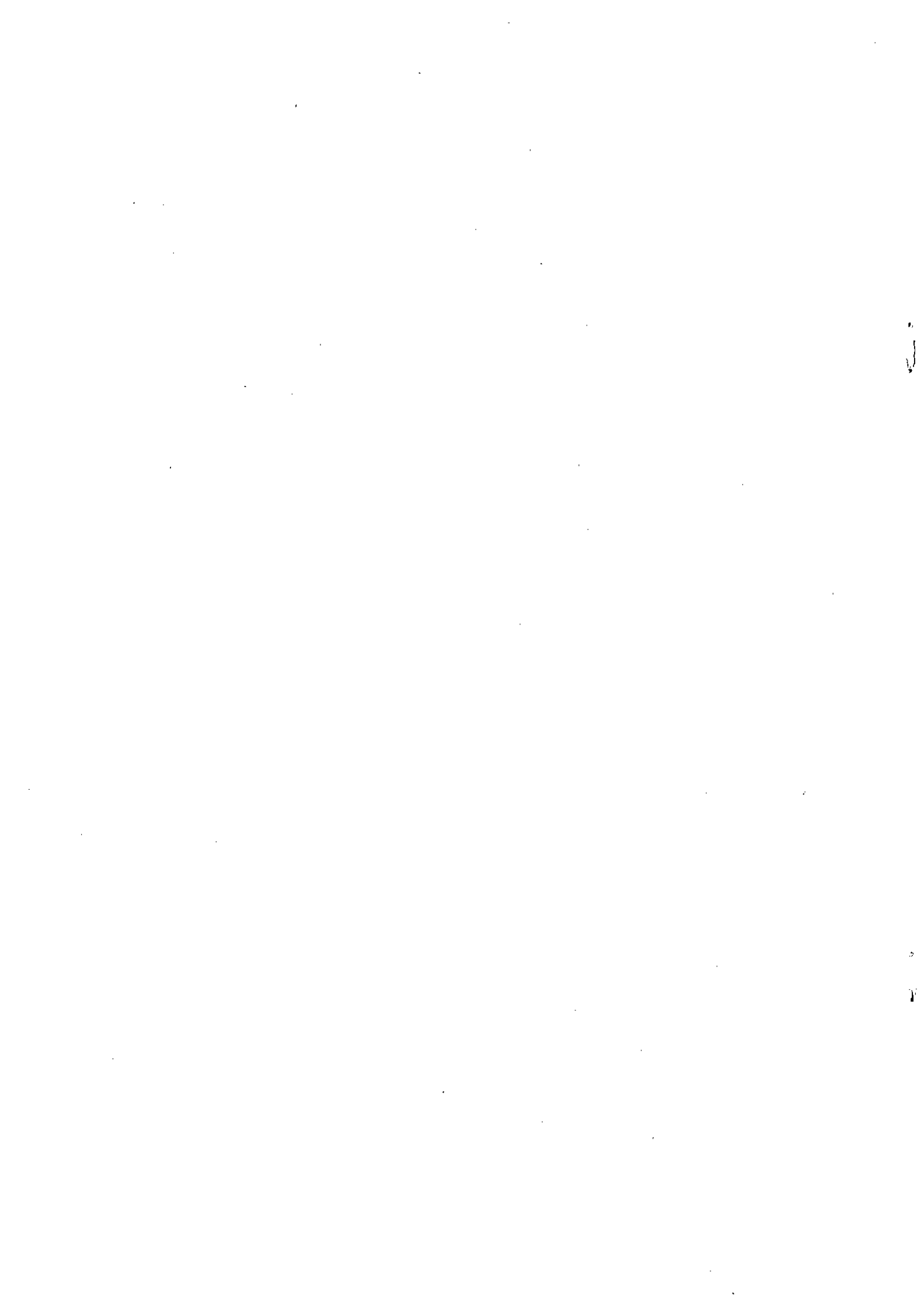
(1) 小 中 一 貫・・・教育目標やカリキュラムを共に作り上げ、系統的な教育を目指す取組み

○江差北小・中学校では、今年度から「教育目標」を一本化し、互いに乗入れ授業を行うなど更なる推進が図られるとともに、来年度に向けてPTAも合同とする取組みがされている。

(2) 小 中 連 携・・・教育目標やカリキュラムの共通部分について協働する取組み

○江差中学校区3校では、小中の共通点と相違点を見極めながら、相違点を整理・解決し共通点に変え連携協力する取組みがされている。

(3) 目 標・・・子ども一人ひとりが、調和のとれた「人格形成」と「自立」を柱とする基本理念が目指す目標であり、「小中一貫」や「小中連携」は目標達成のための手段であり、義務教育9年間で子どもを育てることに変わりはない。

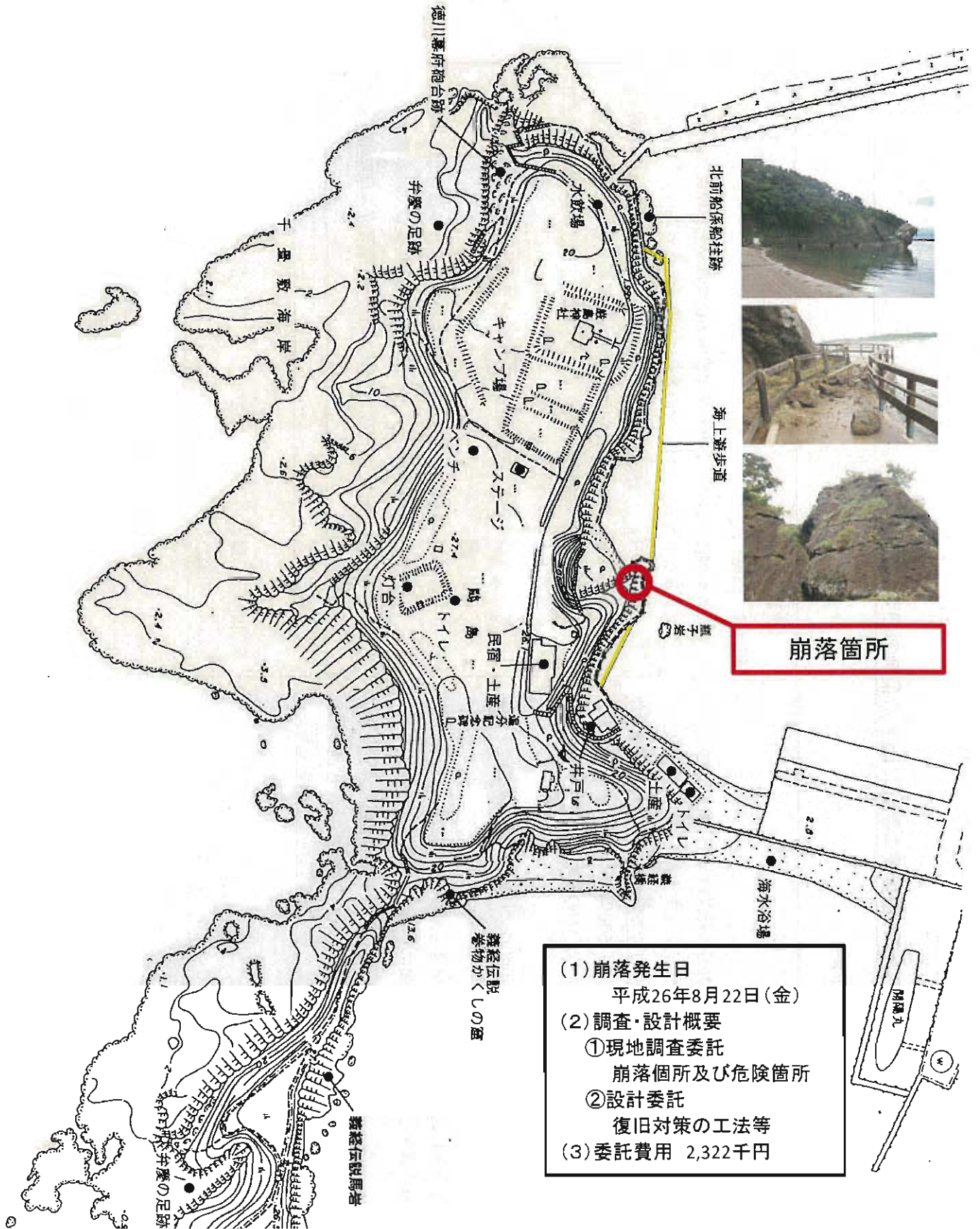


平成26年第3回江差町議会定例会資料 No. 3

資料20：重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対 照表【議案第7号関係】	P	1
資料21：かもめ島海上遊歩道側壁崩落状況【議案第8号関係】	P	2
資料22：江差中学校改築外構工事概要【議案第8号関係】	P	3

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。</p> <p>(1) 「母」とは<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は看護している者</p> <p>イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者</p> <p>(2) 「父」とは、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。</p> <p>(1) 「母」とは<u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は看護している者</p> <p>イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者</p> <p>(2) 「父」とは、<u>父子家庭であつてひとり親家庭の母に準ずる男子をいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>



江差中学校改築 外構工事概要

